

○姫路市立高等学校在り方審議会条例

令和 3 年 3 月 2 9 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 高度情報化社会の進展、人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を見据えて、活力と特色のある市立高等学校づくりを推進するための基本的な方向性について審議するため、姫路市立高等学校在り方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 市立高等学校の魅力及び特色づくりの方向性
- (2) 望ましい規模と配置
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 市民
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席した委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付議された事項を所掌する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。